

1. 適用範囲:

当社による製品およびサービスの納入は、本販売条件と、該当法令のみに従うものとします。買主の一般条件など、上記と異なる条件は、当社によって書面で確認された場合にのみ拘束力を有するとみなされます。当社が製品を納品し、サービスを履行し、または支払金を受領したとしても、当社が本販売条件および該当法令と異なる条件を認めたものとはみなされません。これらの販売条件が当社の製品に関する規定を含む限り、これらは当社のサービスにも適用されるものとします。

2. オファー、契約:

2.1 当社からのオファーは、確認を条件として行われます。契約書は当社が受注確認書を交付したとき、または当社が注文を履行したときに限り成立します。

2.2 買主は、当社とのコミュニケーションにおいて、連絡先が当社の正当な担当者であることを確認しなければなりません(特定システム利用時は適用外)。目立った事象が発生した場合は、直ちに書面で当社に報告する必要があります。

3. 書式:

3.1 本販売条件における、「(a)「書面」とは、テキスト形式(電子メール、ファックス、コンピュータで作成したレターおよび電報を含む)、また(b)「書面形式」とは、自筆署名された文書」を意味します。本第3.1条を含む本販売条件の改正、補足、解約通知および円満な解除は、書面により行われ両当事者が合意しなければなりません。

3.2 その他の申し立ておよび通知は、書面で行うものとします。

4. 価格:

書面による別段の合意がなされていない限り、当社の価格は工場渡し価格とし、梱包費を含みません。消費税は、請求書発行時点の法定税率にて別途に支払われるものとします。

5. 支払い、相殺、銀行口座情報の更新:

5.1 書面で別段の合意がなされていない限り、買主から当社への支払いは、納品またはサービスの履行から5日以内に行われなければなりません。

5.2 買主による相殺は、当社と買主の間で確定しているか、管轄裁判所の決定により確定している請求額との相殺に限り可能とします。

5.3 当社は、銀行口座情報の変更を予定している場合、少なくとも2週間前に買主に書面で通知します。

5.4 買主は、当社の銀行口座情報を確認するために行う検査やセキュリティ対策を適時に言い、合意された支払い条件に影響がないようする必要があります。

6. 履行場所、輸送、危険負担:

6.1 納品場所またはサービスの履行場所は当社の工場または保管場所とします。

6.2 輸送費で販売された製品は買主の危険負担のもと出荷いたします。さらに、輸送手法、輸送ルートおよび運送業者は当社が決定いたします。

7. 部分納品とサービスの履行:

当社による分納およびサービスの部分履行は、合理的な場合に限り許容されます。

8. 納品予定、遅延:

8.1 当社が合意済みの納品またはサービスの履行日程、またはその他の契約上の義務を期日までに履行しなかった場合、買主は相当な期間を定めて新たに納入または履行期限を定めるものとし、その期間は3週間以上とします。

8.2 新たな期限までに納品またはサービスの履行が行われず、買主が履行の代わりに契約解除か損害賠償請求の行使を意図する時、先ずは書面により配送もしくはサービスの更なる履行期間を与えるものとします。買主は当社からの要請があれば相応な期間内に、遅延の結果として買主が契約を破棄する意向なのか、納品またはサービスの履行を求める意向なのかを書面で当社に通知するものとします。

9. 運送保険:

当社は少なくとも製品の請求金額と同額の適切な運送保険を買主に代わって、買主の費用負担で手配する権限を有します。

10. 所有権の保持:

10.1 販売された製品の所有権は、買主に対する当社の売掛債権が全て履行されるまで当社に帰属し続けます。

10.2 製品が買主により加工された場合、当社による所有権の留保は、新たに完成した製品にも及ぶものとします。

11. 不可抗力:

「不可抗力」とは、通常の注意を払っても防ぐことができなかった事象や状況のことを指します。これによって、製品供給やサービス提供が減少または妨げられる場合があります。具体的には、製造や出荷、受け取り、輸送の中断、エネルギーや原材料の不足、爆発、火災、洪水、ストライキ、ロックアウト、または当局の命令などが含まれます。不可抗力の事象が発生した場合、当社は契約上の納品と履行の義務から、その期間と範囲において解放されるものとします。当社は、不可抗力の事象についてその影響の範囲や予想される期間を買主に通知します。また、当社のサプライヤーや(財規8条8項にて定義された)関係会社が無効な事象に影響を受けた場合、その事象も当社にとっての不可抗力と見なすものとします。

12. 製品情報:

書面で別段の合意がなされていない限り、特定の製品特性は、専ら当社の最新の製品仕様書に基づくものとします。当社は、特定の目的または使用に対する製品の適合性について、いかなる表明または保証も行いません。物性、耐用性などのデータに関する製品情報は、当社が合意し、その旨書面に明記した場合に限り、製品保証書に相当するものとします。当社の製品、装置、工場、用途および工程に関する書面および口頭による情報は、応用工学分野における研究と当社の経験に基づくものとします。当社は、こうした情報について、当社が知る限り正確なものを提供するものとし、そうした情報を変更・改良する権利を留保しますが、それらに関して責任を負いません。前述の定めは、買主が予定する用途のために当社の製品および工程の適合性を検証する義務を免除するものではありません。これは第三者の知的財産権の保護にも適用されます。

13. 苦情:

買主の苦情、特に瑕疵に対する請求についてはすべて、遅滞なく(但し、製品の納入後10日以内とし、隠れたる瑕疵については、瑕疵が発見された日、または合理的な検査を行ってはいれば発見されていたはずの日から5日以内とします)当社に書面で提出されなければなりません。買主が、前記の期間内に、または所定の様式で苦情または瑕疵について当社に通知しなかった場合、適時に所定の様式で行われなかった通知に記載の当社の製品およびサービスは、契約通りで瑕疵がないものとみなされます。買主は、瑕疵があることを知りながら、当社の納入物またはサービスを受け入れた場合、買主が納入時に書面で当該権利を留保していた場合に限り、その瑕疵について苦情を申し立てることができます。

14. 瑕疵があった場合の買主の権利:

14.1 買主は、製品およびサービスについての契約上で合意された特性に軽微な欠陥があったとしても、当社の製品またはサービスの瑕疵治療を請求することはできません。納入済の製品またはサービスの瑕疵について根拠となる理由を添えて適切に請求が行われた場合には、当社は、当社の単独の裁量により、製品を交換または修理する権利を留保します。その場合、当社は必ず交換または修理のために相当の期間を与えられるものとします。当社の修理または交換によっても瑕疵が治療されない場合、買主は、購入代金を見直し、または契約を破棄することができます。

14.2 さらに、買主は、法定上の要件に基づく損害賠償と修理または交換上必要とされる実費の払戻しを請求することができます。製品が当初合意された納品場所とは異なる場所に後から運ばれたことにより、その費用が増加した場合、返金は認められません。第15条は、本規定(14.2項)による損害賠償と返金の請求にも適用されます。

14.3 法令に定めるところにより買主が当社の責任を逸脱できるのは、買主が、瑕疵に対する法令上の権利を超える規定について買主の客先といかなる合意も行っていない場合に限るものとします。

15. 責任:

15.1 当社、当社の法律上の代表者、従業員、および当社の義務を履行するために任用された者は、その法的根拠(但し(i)当社、当社の法律上の代表者、従業員、および当社の義務を履行するために任用された者の故意または重過失による場合、または(ii)当社の契約義務違反により契約の重要性(重要な義務)が侵害され、買主が該当義務の履行権のもと前述の義務履行を依頼する場合等、当社、契約または不法行為により生じた義務違反による場合等とします)に拘わらず、買主の損害賠償請求および費用の払戻請求に限り、責任を負うものとします。重要義務の違反による軽微な過失の場合には、当社の損害賠償責任は、本件のような性質の契約において通常とされる予測可能な損害に限定されますが、100,000ユーロまたは同額の他の通貨(製品またはサービスの請求額が100,000ユーロまたは同額の他の通貨を超える場合には、その請求額の2倍)を限度とします。

15.2 前項の規定は、生命、身体もしくは健康への危害が生じた場合、強制的に責任が生じる場合には適用されません。

16. 期限:

保証、損害または費用を請求する買主の権利は、法で定められた期限の開始から1年、建屋の建設用に正しい手法で使われた製品の欠陥で、建屋の欠陥の要因になった場合は4年で執行するものとします。これらの執行期限は、当社の行動が意図的もしくは重大な過失を有した場合、生命、身体もしくは健康への障害を起こした場合、製造物責任法やその他の責任義務に基づく場合は適用されません。

17. 国際貿易規制の遵守:

17.1 買主は、従業員および財規8条8項に基づく関係会社にすべての貿易管理法を完全に遵守させるものとします。「貿易管理法」とは、輸出管理、経済制裁、貿易禁止およびボイコットに関連するすべての適用法および規制を意味するものとします。有形物、無形物(特に技術・ソフトウェア)、技術サポート、その他のサービス(第2.1項の注文確認書に記載)を含む製品は、貿易管理法に従って指定された国家当局が必要とする承認なしに、直接的または間接的にいかなる国、団体、または個人に対しても出荷、譲渡、実行、輸出、または再輸出されません。買主は、制裁対象者または貿易管理法に基づき制裁対象者と提携している、または制裁対象者に代わって運営されている運送人/船舶を、配送/貨物に使用してはなりません。当社の取引関係に基づいて、または何らかの形で関連する製品、技術サポート、サービスの輸出を含む取引に先立ち、買主は、(a)そのような取引によって貿易管理法の侵害がないこと、および(b)買主がEU、国連、英国、または米国によって維持される制限対象者リストに含まれていないことを確認し、ここに表明し、保証するものとします。

17.2 買主は、以下の目的で製品を使用、販売、出荷、譲渡または履行してはなりません:生物兵器、化学兵器、または核兵器の開発または生産、またはそれに関連するミサイルの配備;重大な人権侵害および国際人道法の違反に使用される可能性のあるサイバー監視;あらゆる種類の軍事用途、またはミサイル配備システム;あらゆる種類の核(爆発物)活動;および違法な薬物の製造。

17.3 他の権利や救済手段に影響を与えることなく、買主が上記の第17.1条に定められた義務を遵守しない場合、当社は正当な理由に基づいて、即時にビジネス関係またはビジネス関係に関連する取引を終了する権利を有します。当社は、出荷、譲渡、または履行の際に当社の製品の輸出に対して法的または規制上の承認が求められ、その承認が要求に対して与えられない場合、または出荷、譲渡、または履行の時点で貿易禁止が存在する場合、あるいは製品登録義務があり、出荷、譲渡、または履行の時点で登録が行われていない場合には、関連する取引およびビジネス関係を解除する権利を有します。必要な承認を得るための遅延は、損害賠償請求の根拠とはなりません。取引禁止は、出荷、譲渡、または履行時に適用されます。または、製品の登録義務が適用され、出荷、譲渡、または履行時の登録が許可されていない場合、責任ある当局から必要な承認を得るが遅れても、損害賠償請求は発生しません。さらに、買主は、上記の第17.1条に定められた義務の違反に起因する、またはそれに関連するすべての請求、損害、費用、経費、負債、損失、請求または訴訟に対して、当社を補償し、免責するものとします。

17.4 購入された製品が関税優遇の対象である場合、当社は、署名なしで製品の優遇原産地に関するすべての宣言(供給者の宣言、請求書の宣言)を自動的に生成し、発行する権利を保持します。当社は、優遇原産地に関する宣言が、規則(EU)第2015/2447に基づいて買主に発行されることを確認します。

18. 裁判地:

買主が法人である場合、当社の登録住所の管轄裁判所を専属管轄裁判所とします。当社が買主に対して訴訟を提起する場合、当社は買主拠点を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とすることもできます。

19. 適用法:

買主との契約および法的関係は、日本国法を準拠法とし、国際物品販売契約に基づく国際連合条約は適用されません。

20. 貿易条件:

「貿易取引条件とその解釈に関する国際規則(INCOTERMS)」により貿易取引条件について合意した場合、その貿易取引条件はINCOTERMS-2020により解釈され、適用されます。

21. 可分性:

本販売条件の全部または一部が無効と認められた場合でも、他の条項の有効性に影響を及ぼすことはありません。